

鹿 児 島 県 公 報

平成29年12月 5 日（火）第3372号の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- | | | |
|---|---------------|---|
| ○保安林の指定予定の通知（2件） | （森づくり推進課取扱い） | 1 |
| ○道路の位置指定 | （鹿児島地域振興局取扱い） | 2 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 | （大隅地域振興局取扱い） | 2 |

告 示

鹿児島県告示第1139号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成29年12月 5 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
曾於市大隅町岩川字東吹谷6450番2，6450番3，6450番8
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び曾於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1140号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成29年12月 5 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
肝属郡肝付町富山字金貫上1611番9，1612番1，字金貫1972番
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島地域振興局告示第28号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成29年12月5日

鹿児島地域振興局長 本田勝規

指定の年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
平成29年 11月14日	日置市伊集院町郡一丁目85番地 株式会社伊集院殖産 代表取締役 橋口修治	日置市伊集院町下谷口字 犬ノ馬場1808番10	30.17	6.00

大隅地域振興局告示第29号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成29年12月5日

大隅地域振興局長 堀之内健郎

事 業 所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名 称	所在地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
志布志福祉作業所	志布志市志布志町帖6738番地5	合同会社翼ドットコム	志布志市志布志町夏井691番地	迫田 裕輝	平成29年 11月30日	就労継続 支援B型